

## 一般社団法人埼玉県作業療法士会会員の処分の種類に関する規程

2025年8月15日

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人埼玉県作業療法士会（以下、本会）倫理問題の処理に関する規程第4条2項の規程に基づき、会員の関与する倫理問題に対して行う処分の種類について定めることを目的とする。

### (対象者の範囲)

第2条 本規程を適用する対象者の範囲は、本会の正会員とする。但し、第4条1～4号に規程する除名、退会、譴責、戒告については、退会した者であっても事案の受理日もしくは退会日のいずれか遅い日から1年を限度に、本規程をさかのぼって適用することができる。

### (対象となる行為)

第3条 本会は、会員が行った次の行為を処分の対象とすることができる。

- (1) 理学療法士及び作業療法士法第四条一、二及び四号に該当する行為
- (2) 日本作業療法士協会倫理綱領又は作業療法士の職業倫理指針に抵触する行為
- (3) 会費の滞納
- (4) その他本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為

第4条 処分の種類は次のとおりとする。

#### (1) 除名

定款第9条に基づき除名する。本会は対象者の氏名を公表した上で、対象者に係る一切の会員情報を本会の公式データから抹消する。再入会は、これを認めない。

#### (2) 退会

理事会の権限において退会の処理を行う。対象者は再入会することが可能であるが、退会処理後再入会できるまでの期間は、理事会がその都度定め、3年以上の期間とする。再入会に際しては改めて入会審査を行う。

#### (3) 譴責

問題の所在を明らかにして対象者の責任を指摘し、同様の問題を繰り返さないよう文書で厳しく戒め、始末書の提出を求める。

#### (4) 戒告

同様の問題を繰り返さないよう文書で厳しく注意する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1 本規程は、2025年8月15日より施行する。